

第58号 町議会だより

第2回定例会

第2回定例会は、6月8日に召集され9日までの2日間の会期で行われました。議事日程により諸般報告(議長)、行政報告(町長)、平成21年度一般会計繰越明許費繰越計算書ならびに平成21年度弟子屈町水道事業会計予算繰越計算書の報告案件、条例制定3件、指定管理者の指定1件、規約の変更4件、人事案件3件、一般質問(5人9問)、平成22年度各会計補正予算2件、意見書1件を審議し、原案の通り可決。所管事務調査2件報告済み。

審議のあらまし

報告事項

◎平成21年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
平成21年度で予算措置された事業費が時期的に当該年度内で執行不可能なため、事業を翌年に繰り越して執行する繰越明許費として、その額が確定したため、地方自治法施行令の規定に基づき議会に報告し、承認を得た。

◎平成21年度弟子屈町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
平成21年度で予算措置された事業費が時期的に当該年度内で工事完了しないため、事業を翌年に繰り越して執行するもので、この工事は3月29日の臨時議会にて議決された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源にして行う「上水道2号幹線送配水管布設替工事」。

条例制定

◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律、ならびに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年6月30日から施行されることに伴い条例の一部を改正。

◎弟子屈町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
前項と同様に、国に準拠し、条例の一部を改正。

◎職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
平成21年度の人事院勧告に伴い、国家公務員の改正内容に準拠し、改正。

指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項で「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会

の議決を経なければならない」の規定により可決。

◎弟子屈町社会老人福祉センターの指定管理者の指定について
公の施設の指定管理者の指定の手續きに関する条例第5条により募集によらない選定。

●施設の名称／弟子屈町社会老人福祉センター
●指定管理者／社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 会長 金子正男

●指定期間／平成22年7月1日から平成27年3月31日(4年9カ月間)

規約の変更

◎北海道市町村総合事務組合規約の変更について
北海道の支庁制度改革に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の変更を行うもので文言の削除・追加と整理を行った。

◎北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
前項と同様に、北海道の支庁制度改革に伴い、文言の削除・追加と整理を行った。

◎北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

前項と同様に、北海道の支庁制度改革に伴い、文言の削除・追加と整理を行った。
◎北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
前項と同様に、北海道の支庁制度改革に伴い、文言の削除・追加と整理を行った。

人事案件

◎釧路町村公平委員会の選任について
地方公務員法第9条の2の規定により、本年7月31日で任期満了となる3人の者を、引き続き委員として選任。同条第2項の規定により同意を求められ、同意。

▼氏名(住所)
●安池 仁
(厚岸郡厚岸町宮園3丁目23番地)
●遠藤 清一
(弟子屈町高栄2丁目5番24号)

●馬場 和男
(白糠郡白糠町西4条北2丁目1番地1)
▼任期／4年

補正予算

◎一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算にそれぞれ1千99万2千円を追加し、総額を63億5千889万2千円とする。今回の補正予算の主なものは、国の緊急雇用創出事業に係る臨時職員の雇用関係や釧路市と弟子屈町が観光圏の認定を受けたことによる本町の負担分などを計上。
◎老人保健特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算にそれぞれ22万4千円を追加し、総額を44万4千円とする。今回の補正は、前年度繰越金の確定とそれによる、老人保健医療費負担金等精算返還金を計上。

意見書

◎北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書について
我が国農業をめぐる情勢は、WTOや日豪EPAなど国際農業交渉が

進む中で、担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しており、加えて、農産物価格の下落や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面している。こうした中、国においては、平成22年度における農業生産基盤整備事業

などの予算額を交付金化の方向を取

り入れながらも大幅に削減しており、昨年の冷湿害を受け、新規地区として基盤整備事業を計画していた地域の農業者からは、営農計画に支障が出るのではなど、不安の声が上がっているとともに、農産物の高付加価値化に対応した生産・流通システムに係る施設整備を計画していた地域では、計画的な作付拡大も含め、多くの課題に直面している。

北海道の農業・農村は、これまで意欲のある専業的な担い手の育成を初め、農地・水などの資源の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・物流システムの整備、さらには産地形成や付加価値向上に積極的に取り組んできたところであり、この結果、規模の大きな土地利用型の農業が展開されており、今後ともわが国の食料生産基地としての責任を果たすためには、農業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要である。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農ができることともに、地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実効ある施策が実現されるよう、次の事項について要望する。

1 食料供給力の確保を図るために

所管事務調査報告

◎文教厚生常任委員会

- ▼場所／役場庁舎3F議員控室
 - ▼日時／4月6日(火) 13時30分
 - ▼事項／弟子屈町次世代育成支援地域行動計画後期分の作成について
 - ▼目的／所管事務を調査するため
 - ▼方法／資料による聞き取り調査
 - ▼結果／弟子屈町次世代育成支援地域行動計画後期計画の説明を受け、文教厚生常任委員会としては了承した。
- ◎摩周湖環境対策調査特別委員会
- ▼日時／5月19日(水) 13時30分
 - ▼場所／役場庁舎3F議員控室
 - ▼事項／平成22年度摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通実証運行事業について

▼結果

国の支援を受けて実施している地域公共交通活性化・再生総合事業の、必修項目である弟子屈町地域公共交通総合連携計画の内容と法定協議会の役割など事業の仕組みについて理解できた。

また、事業の目的が環境にやさしい交通体系の構築であり、落ち込みが著しい観光客に対する景勝地などへの2次交通の確保は重要であると

認識する。

一方で、観光客の利用促進で既存のバス路線を守り、地域住民の足の確保につながるよう事業展開すべきである。

また、今年度の7月17日から10月11日までの事業計画については承認した。

前年度以上の成果を期待するが、多くの町民にも参加いただける努力が必要であり、特にサービスマスターを中心に来訪者を心から「おもてなし」する姿勢に問題点も見受けられ、この事業についても周知徹底を図る必要がある。

昨年の反省点を踏まえた上で新しい試みについても承認するが、阿寒湖畔と本町を結ぶ観光バス路線対策についての対応を考えるべきである。平成22年度収支予算案は承認する。

平成22年度一般会計補正予算総括質疑

公営住宅の空家への入居について

問 公営住宅について、現在空いていて補修が可能なところは補修をして入居者を受け入れるという認識であったが、担当課へ照会したところ経費面や建て替えの問題で入居さ

せていないと聞いたが、状況を伺う。また、泉ヶ丘など取り壊す見通しがついておらず、入居者がいて所々空家となっている箇所は、入居させる考えはないか。

答 公営住宅のストック活用計画により、平成15年度に700

ている方がおられ、大変だと思われる。随分前の議会でも質問しており状況はどうか。

答 この件については十分承知しており、極力重複しないような形でお願ひしている部分もある。以前に比べると改善されてきたと思われる。

耐震改修事業における地元雇用について

問 公民館、役場、福祉センターで行われている耐震改修工事について、こうした補修事業は中学校の建設と違い、地元の業者に請け負わせるなど、雇用を生み出す対応は取れないか伺う。

答 本工事については部分的に特殊な技術を持った会社の方が来ている場合がある。今回の工事だけではなくトータル的な話では、入札時点で受注された業者には、地元の雇用または地元から物資の調達をしてほしいということをお話させていただいている。特殊な工事については、地元では対応しただけの部分もあることをご理解いただきたい。

旧ヨーロッパ民芸館のステンドグラスについて

問 昨年町有財産として購入し、来年7月オープンを予定している道の駅建物部分の旧ヨーロッパ民芸館窓枠に施されていたステンドグラスについて、町民から話を聞き確認したところ、窓枠すべてのもの

は、農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮される暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設および草地基盤の整備を継続的に実施することが不可欠であることから、地域において計画されていた事業が実施できるよう、農業農村整備事業の必要な予算の確保を図ること。

2 生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、事業制度の弾力的な運用などによるコストの縮減や、地域の創意工夫を生かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討するとともに、地元負担の軽減について配慮すること。

3 食料自給率の向上や消費者・実需者のニーズに対応した農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など、地域が計画していた施設整備のため必要な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆参両院議長ならびに内閣総理大臣ほか関係大臣に意見書を提出するものとして可決。

道の駅活用検討委員の募集について

問 6月広報で道の駅活用検討委員が募集されていたが、紙面が小さく、募集の趣旨などもっと詳しく説明しながら募集するべきではないか。道の駅は、今の弟子屈にとって重要な案件であるにもかかわらず、意欲が感じられないが、町の意気込みを聞きたい。

答 記事の中身がこれでは不十分だといわれる部分もあるが、3月の一般質問でも広く大勢の意見を求めるため、公募も含めて募集をしながら活用方法を検討するという答弁もしており、意気込みも含めて十分配慮して進めたい。

町民宿泊促進支援事業について

問 弟子屈町内への宿泊を促進するため、町民を対象に宿泊に係る助成金を600万円組んだが、例えば老人会などで、長く弟子屈町に住まわれないで、たまたま隣町に旅行の際に1人だけ宿泊助成を受けられない例があったと聞いている。

答 この事業の目的は、町内の宿泊施設をより多く利用してもらうためのものであることから、こうしたケースへの柔軟な対応はできないか。

答 始まってわずかな事業であり、基本的なものはやはり町民なら町民とするということであるが、例えば6カ月以上在住していた場合は認めるというような条件緩和も将来的には一考あると考える。利用者の際限がなくなる面もあるが、十分今後については考慮したい。

非常勤特別職の委嘱について

問 今定例会で非常勤特別職の名簿が資料として配付されているが、1人で複数の委員などに委嘱され

国などへの事業要望について

問 政権が変わり、7月ころにはこちらから出向かなくとも、国会議員なり道議会議員なり、政治家が選挙運動で弟子屈町を訪れると思う。

政変の時こそ仕事の良いものをつかむことができるので、弟子屈町として課題となっている事業や中央へ要求している案件があれば、議員に押し知らせていただきたい。

答 弟子屈町の懸案事項については、管内の期成会とも集約をお願いしており、議長も期成会の構成員の1人であるので、内容については議員の皆さんにも目を通していただき、協力をいただきたい。

が誰かによって外されていた。このことは担当課でも調査していると思うので、この行為が町として適正なことだと認識しているかどうか。

中古物件というものは、窓枠とか棚は付いているかどうかを見て売買されると思うので契約時の契約条項をきちっと取り交わすことが後々の問題を起ささない最善の策であると思う。

答 前の持ち主との協議の中では、家具など備品を含めた物品は、購入後あるいは購入までに搬出をするという申し合わせをしており、ステンドグラスについても後付けをしたものであることから、家具などと同じ扱いだということである。

ステンドグラスが物品なのか建物の一部なのかという部分も含め、何



道の駅として生まれ変わる旧ヨーロッパ民芸館

が町に帰属するかが明確になつていなかった点については反省しているところである。

観光行事の開催について

問 6月に入り観光シーズンということだが、なかなか閉塞感から向上してこないというのが実態である。

答 弟子屈町の観光対策として、宿泊助成やえこパスポートも始まるようだが、夏になると昔はたくさん観光行事も行なわれていた。今後、お客さんと呼ばれる観光行事はどの程度あるか伺う。また、観光入り込みの見通しは。

答 7月には摩周温泉夏まつりが予定されており、7〜8月にかけて川湯温泉では源泉まつりという長期イベントが開催される。

9月には屈斜路の方でも屈斜路湖まつりが今年新たに開催される予定であり、3地域でのイベントを開催しながら流れをつくりたいと考える。

冬期間については外国人観光客が多いので、ダイヤモンドダストも引き続き開催をするが、観光協会ともいろいろ協議をしながら進めたいと思う。

観光入り込み数については、予測



摩周温泉夏まつりの様子

は難しいが宿泊約数を重視しており、平成21年度に31万人が延べで宿泊されていることから、21年度

道の駅周囲の環境維持について

問 平成23年7月オープンを予定している道の駅について、それまでの周囲の草刈りや地ならしなど、特に道の駅近くの環境が荒れれば非常に難しいと思われる。そのような面で努力いただきたいが、業務量によっては外注をして早急に行うということも必要であり、どのような対策を考えているか。

答 草刈りなど軽微な部分については、緊急雇用という町単独の部分もあり早急に行いたいと考えている。

また、道の駅の建物の補修などについては、7月の臨時会で工事請負

費の予算措置を予定しており、それ以降工事を進め、環境整備も並行しながら管理をしたい。

水郷公園の利用について

問 水郷公園の利用率がこのごろ非常に上がってきていると思うが、駐車場付近でテントを張り野営をしている例もあり、使用の原則(条例、規則など)はどのようなになっているか。

また、公園利用の利便性を図る観点から、摩周大橋たもととの河川敷より車両が出入りできるように対策や開発局への交渉の考えはないか。

答 キャンピングカーやワンボックスカーでの就寝については、駐車場利用の範囲と見ている。

この公園は弟子屈町都市公園条例に網羅されているもので、具体的禁止事項には宿泊についての条文はないものの、別に野営場があるという観点から禁止の指導に努めたい。

河川敷の出入りの関係については敷地が狭く、歩行者の安全性なども含め現況の公園体制からは極めて難しいと言わざるを得ないが、釧路川の改修に関連して開発局と協議し申し入れはしている。

一般質問

風祭 保夫 議員

一般質問

奨学金と修学資金の類纂 (No.352)について

問 弟子屈町奨学金貸与条例と弟子屈町医師、看護師等修学資金貸付条例では性格的に類似していると思われるが、奨学資金の内容の充実、修学資金は文言の整備も必要であるので、これらの充実・整備とと類纂について伺う。

答 教育長答弁 奨学金条例は、金銭的、経済的な必要性を問わず、学生の能力に貸与されることが多く、修学資金条例は、町の政策的な貸し付けであって、主旨が違うので両条例の類纂はなじまない。

問 奨学金条例の充実、例えば、入学時の一時金の貸与を条文化すると、修学資金条例は平成22年第1回定例会で、改正案の審議の際、私が指摘した条文の文言不備を修正

する考えはあるか。

答 教育長答弁 奨学金との兼ね合いもあるので、一時金の貸与(増額)は、難しい。

答 副町長答弁 前定例会で、承認されているので、条文には問題がないと思っている。不都合があれば、修正したい。

池上 清子 議員

一般質問

観光政策現状の課題

問 観光客の減少による問題は多くあるが、さまざまな観光資源の活用、観光客の減少による問題はその保存、保護に町としての基本方針はあるか。活性化に自然環境メニューは必要と思う。NPO法人ましゅうの里の、摩周の森再生運動は今全国的に発信され、多くの賛同者が得られている。弟子屈の自然を愛し、訪れ協力してくださる方の増加はそのまま観光の発展につながる。考えを伺う。



町の大自然を観光振興に

度末までに、約180万円の納税があった。町も、NPOの円滑な事業活動を支援し、活動の賛同者が多く本町の大自然を見て、誘客活動につながることを期待している。

地域インフラの改善について

問 下水道整備の早急な実施は望めなくとも、観光客も多い川

答 町長答弁 平成21年度の観光客の入り込みはピーク時平成3年度の半減という状況である。町内消費も減少している。観光客のニーズの変化は大きく、それに対応できるように「てしかがえこまち推進協議会」を設立し、8つの部会で観光を機軸とした町づくりに努力している。「住んでよし、訪れてよし」の観光活性化を図っている。摩周の森の再生運動は、東京の病院経営者、その関係者の方々がNPO法人ましゅうの里の行動方針に賛同され、ふるさと納税が実現し、21年

湯地区には、簡易水洗トイレの設置の希望も多い。浄化槽設置が必要で、希望者に補助金が出るような政策を考えてはどうか伺う。

答 町長答弁 本町における下水道基本計画の策定時に、川湯地域、美留和地域を川湯処理区として設定し、特定環境保全公共下水道事業により実施を図るものとして全体計画に取り込んで

いる。現在川湯地区の計画処理人口、計画汚水量の見直しを実施しており、集合処理および個別処理による補助制度を導入した整備手法について、比較検討を進めている。浄化槽による個別処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、町全体の生活排水の処理方法や処理を行う過程で発生する汚泥処理方法などを含めた基本計画策定が事業要件とされている。放流先となる屈斜路湖には、環境基準値が設定されており、個別処理を用いた場合、設置後の維持管理も含め検討する必要がある。計画を進める際には、当該地区の特性・水質保全効果・維持管理費などを併せた総合的判断を地域のご意見を聞きながら、施策を慎重に進めたいと考えている。

一般質問

公共施設などにおける電気料の経費削減に向けて

問 本町には各課で管理している建物(室内蛍光灯使用)・町道・公園・駐車場・野外施設において、公衆街路灯・防犯灯には、水銀灯、ナトリウム灯が使用され、平成21年度では総額7千830万円の電気料の経費が支出されている。今後は各課一体となって、電気料金や二酸化炭素削減のため、環境にやさしい発光ダイオード(LED)灯へ取り替えを計画的に進めるべきと思うが見解を伺う。

答 副町長答弁



防犯灯や害部党の見直しを検討

耐久性・省エネルギー・低ランニングコストにより二酸化炭素の削減が図られる高性能のLED電球が開発

され、最近、街路灯・防犯灯などに使用する自治体が増えてきている。本町においても、防犯灯・街路灯の交換については、各施設も含めて計画的な整備に向けて進めていく。

「医療費」のお知らせ廃止に向けて

問 国民健康保険特別会計の一般財源(毎年120万円の予算)で「医療費」のお知らせを、病院に受診された町民に対して、年7回発行しており、郵送件数も非常に多い状況と思う。「医療費」のお知らせは、受診後の約2カ月後に郵送されている現状であり、その一方で診療を受けた患者は当日に請求明細書兼領収書が発行されるのでお知らせを見る必要もないし、4月からは、医療行為の内容の詳細説明書が無料で発行されている。費用対効果を分析したら、廃止の方向で見直すべきと思うが見解を伺う。

答 副町長答弁

「医療費」のお知らせは、国保連合会に委託している。平成21年度は受診された方に郵送により通知した件数は8千526件。「医療費」のお知らせについては、受診された町民の

方が健康に対する認識を深めるために重要なので、国の指導によって実施している。今後の国などの「医療費」のお知らせに対する交付金などの動向を見極めた上で廃止に向けて判断をする。

教育費に困った時の制度改善に向けて

問 小中学校に通う子どもたちの教育費に困ったときは、学校教育法の第19条で就学援助をする」と明記している。具体的には、親の経済的理由で教育費の支払いが困難な小中学生のいる保護者に対して、入学準備金・学用品・給食費・医療費・修学旅行費などを援助する制度である。本町の就学援助の基準は、生活保護基準額の1.1倍であり、鉦根の市町村の中で一番低い援助率である。この制度の改善に向けての方針を示してほしい。



より良い就学支援制度を

答 教育長答弁

平成22年度当初で就学援助の認定者数は小学校90人・中学校63人の状況。今後、就学援助の認定基準の引き上げについては、総合的に就学支援などの在り方を検討するとともに、管内の市町村の就学援助についても、さらに調査を行い、認定基準の見直しについても検討する。

館 忠良 議員

一般質問

道の子育て支援事業「どさんこ子育て特典制度」の現状と今後の方向性について

問 08年6月から開始された道の「どさんこ子育て特典制度」に本町では、09年「摩周湖スタンプ会」加盟店がこの制度に協力して、鉦路管内最初の導入として開始されたと認識している。町としてこの制度の現状評価と今後の方向性についての考えを伺う。

答 副町長答弁

道は、平成20年より「どさんこ子育て特典制度」を開始した。本町も道との協働により、平成21年度から



道と協働の「どさんこ子育て特典制度」

「摩周湖スタンプ会」加盟店などが協賛店として登録し、実施した。この制度は、道と市町村・企業などの協力により、社会全体で子育て支援をする制度の一環である。協賛してくれる店舗・施設が特典のサービスを提供することで、子育て家庭を支援することを目的としている。活用範囲は、親と行動する頻度の高い小学生までの世帯としている。「摩周湖スタンプ会」の特典としての「ゴールドカード」は40%の世帯が利用し、これ以外の店舗では、月5〜10人程度が利用している。この特典は、小さい町ならではの対応で親子連れには、即サービスが提供され、顔の見える関係による子育て家庭の支援となるものと認識している。今後この制度の利用促進のために協賛店登録の推進を図るとともに情報提供していきたい。

山田 博 議員

一般質問

総合計画策定について

問 第5次弟子屈町総合計画策定に向けて動き始めているが、政権が交代し地域主権が叫ばれている。10年後の本町のあるべき姿を見通した計画策定に、より多くの町民の意見集約を図るには、従来の方策では不十分と考える。計画策定の基本的な姿勢を伺う。

答 副町長答弁

第4次計画が平成23年度末までとなっており、新たな第5次弟子屈町総合計画を策定する準備に入っている。総合計画は、10年後の本町の姿を描く自治体の最上位計画に位置づけられ、この計画を基に各種施策を展開する。計画策定にあたっては、多くの町民の参加が不可欠と考えている。具体的な町民の参加としては、条例に基づく策定審議会委員の組織化と委員の公募。構想案策定のためのまちづくり町民会議の組織化と委員の公募。町内各地区で数回開催する町民地区懇談会の開催。広報紙などを活用しての策定進捗状況の公表。



広報紙などを活用して情報提供

鉦路川改修工事について

問 鉦路川改修工事は、本町長年の課題であったが、着工に向けて鉦路開発建設部が動き始めている。本町は当該自治体として、町民の意向をどう把握しているか。河床を掘り下げる計画に対して、さまざまな意見のあるところである。町として積極的に発言していくべきと考えるが、町としての基本的な姿勢を伺う。

答 町長答弁

弟子屈市街地部は、予想される降雨に対して安全性が不足してい



より良い川の在り方を検討

る。加えて完成から30年以上経過した護岸の劣化は激しく、護岸ブロックの崩壊や遊歩道の陥没など、洪水に対する安全性や管理面での支障が危惧されている。以前より国に対し当該市街地部の河川改修について要望を行ってきたが、治水能力の確保はもとより、緑化や親水性にも富んだ河川改修となるよう要望してきたところである。平成20年度には、鉦路開発建設部が同年12月に、鉦路川沿いの自治会長や各団体の代表者からなる「弟子屈地区川づくり検討会」を立ち上げ、検討会ではさまざまな修正案を加えて、工事実施に向けて意見を取りまとめてきている。町としては、引き続き事業の早期着工を求めており、今後開催予定の住民説明会などを通じて広く意見を求め、理解をいただきながら進めてまいりたい。

平成22年度第3回 臨時町議会 (3月29日)

第3回臨時町議会が3月29日に開催され、工事請負契約の締結(4件)、委託契約の締結および、損害賠償の額を定めること、平成21年度一般会計補正予算ほか1件の議案8件の審議を行い原案の通り可決。



弟子屈中学校の完成予想パース

◎工事請負契約の締結
予定価格が5千万円を超え、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を要する

- 契約の相手方／岩田地崎・近藤・畑中特定建設工事共同企業体
(地方自治法施行令第167条の13で準用する同令第167条の9の規定に基づき決定)
- ▼工事名／弟子屈中学校校舎改築工事
契約の目的／弟子屈中学校校舎改築工事建設主体
- 工事の場所／弟子屈町美里1丁目
- 契約の方法／指名競争入札(3社による)
- 契約金額／2億7千912万1千500円(落札率85.00%)
- 契約の相手方／東亜・ホクセイ・熊谷特定建設工事共同企業体
- ▼工事名／弟子屈中学校改築工事
契約の目的／弟子屈中学校改築工事強電設備
- 工事の場所／弟子屈町美里1丁目
- 契約の方法／指名競争入札(5社による)

- 契約の金額／1億1千970万円(落札率95.41%)
- 契約の相手方／高部・大栄特定建設工事共同企業体
- ▼工事名／弟子屈中学校改築工事
契約の目的／弟子屈中学校改築工事弱電設備
- 工事の場所／弟子屈町美里1丁目
- 契約の方法／指名競争入札(5社による)
- 契約の金額／1億1千655万円(落札率95.51%)
- 契約の相手方／北電工業・宮田電気特定建設工事共同企業体

- 業務の場所／弟子屈町中央2丁目3番1号ほか
 - 契約の方法／随意契約(地方自治法第234条第2項の規定による)
 - 契約の金額／7億2千555万円
 - 契約の相手方／株式会社NTT東日本―北海道
- ◎損害賠償の額を定めることについて
本案は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による議会の議決を要することから上程され、原案の通り可決。
- 事件／本町職員が公用車の暖気運転をしようと、ドアを開け座席に着かずエンジンを始動したところ車が動き出し、駐車していた車に接触し、左側のドアおよびフロントを損傷させた。
 - 賠償額／30万1千440円
- なお、本件賠償額は、全国自治協会町有物件災害共済より給付。

で全額翌年度に繰り越し執行することとし、また、役場庁舎・福祉センター・公民館の耐震改修事業の変更分などを合わせて計上。

◎水道事業会計補正予算(第4号)

今回の補正については「資本的収入および支出」において「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、収入および支出にそれぞれ1千190万円を増額補正して水道2号幹線送配水管布設替工事を実施。

なお、この工事は翌年内に完了しないことから、公営企業法第26の規定により、予算は翌年度に繰り越し使用する。

第4回臨時町議会が5月26日に開催され、弟子屈町土地開発公社の経営状況の報告および、専決処分事項の報告(2件)、条例の改正(2件)、平成22年度弟子屈町一般会計補正予算案の審議を行い原案の通り可決。

▼報告事項

◎平成21年度弟子屈町土地開発公社の経営状況の報告について
地方自治法の規定に基づき、平成21年度事業内容及と会計決算および平成22年度事業計画・予算について報告された。

▼専決処分

◎町税条例の一部を改正する条例の制定について
平成22年度の地方税制の一部が平成22年3月31日に改正され、同年4月1日より施行されることに伴い、町税条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定により平成22年4月1日付で専決処分し、同条第3項の規定により報告・承認を求められ、承認。

平成22年度第4回 臨時町議会 (5月26日)

◎平成21年度弟子屈町一般会計補正予算(専決第1号)
歳入歳出予算にそれぞれ6千75

◎弟子屈町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
国民健康法施行令および地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎部分の課税限度額を47万円から50万円に、同じく後期高齢者支援金などの課税限度額を12万円から13万円に引き上げる。また、平成22年4月から「非自発的失業者」(会社の解雇や倒産など)によって失業した人が国保に加入する際、保険税算定基礎となる給与所得額を100分の30に

- 弟子屈町議会広報編集特別委員会
- 委員長 岩崎 義人
 - 副委員長 鈴木 康弘
 - 委員 舘 忠良
 - 委員 小川 義雄



口蹄疫進入防止への対策

それぞれ63億3千900万円とする。今回の補正予算は、宮崎県で大きな被害が出ている口蹄疫の侵入防止緊急対策に係る経費を計上。

◎平成22年度弟子屈町一般会計補正予算
歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出の総額を